

III 漁協経営の健全化等について

1. 漁協経営の透明化、健全化について

(1) 漁業協同組合は正組合員が20人未満になると解散することとなっている。また、正組合員資格は、組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を當み又はこれに従事する日数が一年を通じて90日から120日までの間で定款で定める日数を超える漁民、とされている。しかしながら、組合員の中には従事日数を満たしていない者が多数おり、本来であれば解散すべき漁協が存続しているとの指摘がある。この実態について所管省庁として検証がなされているか教示願いたい。検証をされている場合は、その結果についても教示願いたい。

(答)

- 1 漁業協同組合は、自主自立を旨とする協同組合であるところ、組合員の資格判定についても、組合が自主的に行うこととされている。
- 2 水産庁としては、従来から組合員の資格審査が適正に行われるよう都道府県を通じ、理事会の諮問機関としての資格審査委員会の設置、適正な資格審査基準の設定、年1回以上の審査の実施等の指導を行っているところであるが、一部の漁協において、十分な資格審査が行われていないこと等から、組合員資格を有しない者が、組合員として漁協の運営に好ましくない影響を及ぼしている事例があると聞いている。
- 3 このため、農林水産省としては、今般、水協法を改正し、組合員の資格審査の方法を定款の記載事項として明定し、それを行政庁が認可することにより、資格審査が適切に行われ、組合自治が適正に機能するよう促進することとしたところである。
- 4 なお、漁協の指導、監督、検査は、都道府県が行うこととされているが、この検査により、正組合員数が20人に満たないことが判明した場合には、解散の手続きをとるよう指導していると承知している。

Ⅷ 漁協経営の健全化等について

1. 漁協経営の透明化、健全化について

(2) 漁協の経済事業について、漁業者より、漁協が組合員に対して、資材や燃油の販売などに圧力を行使しており、実際に被害を受けた、または、被害を受けた者を知っているという意見が多数ある。これについては、独占禁止法第19条（不公正な取引方法第13条〔拘束条件付取引〕に該当）の規定に違反する恐れがあると考えられるが、見解を伺いたい。併せて、このような指摘があるということは、漁協が組合員に奉仕する本旨から離れて組織的な利益を追求しており、漁協のガバナンスが機能していない状況にあるとも考えられる。ガバナンスの再構築の必要性など、現在どのような問題意識を持っており、今後どのような対応を考えているか、見解を伺いたい。

(答)

仮に、漁協が組合員に対し、組合の購買事業を通じて購入することを強制させているような場合には、独占禁止法に違反しているおそれがあるので、このような場合には事実関係を具体的に把握し、適切な措置を講じて参りたい。

III 漁協経営の健全化等について

1. 漁協経営の透明化、健全化について

(3) 漁協の情報開示について

- ① 業務及び財産の状況に関する説明書類の作成及び組合員や公衆への縦覧がどのように義務付けられているか、根拠条文も併せて教示願いたい。

(答)

漁協の業務及び財産に関する情報については、原則として組合員又は組合の債権者に対して事業報告を含む決算関係書類を開示すれば足りるものとされている（水協法第40条第10項）が、信用事業や共済事業を実施する組合については、

ア 組合員や組合の債権者にとどまらず、信用事業の利用者やこれから信用事業を利用しようとしている者等を含む公衆一般に対して、総会資料においては直接には記載されていない業務及び財産の状況を記載した説明書類を広く開示していくことにより、組合の事業を利用するか否かについて判断するにあたって必要な情報を提供していく必要があること（他の協同組織金融機関と同様に規定）、

イ 共済事業についても、員外利用も組合員と同額まで認められるなど、信用事業と同様に広く普及しており、漁協の行っている共済事業と密接な関係を持っている国民の監視の下で、一層の経営の健全性を確保していく観点から、組合員や組合の債権者にとどまらず、共済契約者やこれから契約関係に入ろうとしている者等を含む公衆一般に対して業務及び財産の状況を記載した説明書類を広く開示していく必要があること、

から、今般の水協法の改正により、これまでの信用事業実施漁協（20程度）に加え、共済事業実施漁協（信用事業を併せ行うものも含め90程度）においても、業務及び財産の状況を記載した説明資料について、事業の利用者等公衆への縦覧（公表）を義務付けたところである。

〔根拠条文〕

○水産業協同組合法

第58条の3 第11条第1項第4号【信用事業】又は第11号【共済事業】の事業を行う組合は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所（主として信用事業又は共済事業以外の事業の用に供される事務所その他の主務省令で定める事務所を除く。以下この条において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、事業年度ごとに、

同項の説明書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを当該組合及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3・4 [路]

5 前各項に定めるもののほか、第1項又は第2項の説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

6 第1項の組合は、同項又は第2項に規定する事項のほか、信用事業又は共済事業の利用者が当該組合及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

III 漁協経営の健全化等について

1. 漁協経営の透明化、健全化について

(3) 漁協の情報開示について

② 業務及び財産の状況に関する説明書類に記載すべき事項は、どのように定めているか、根拠条文も併せて教示願いたい。

(答)

業務及び財産の状況に関する説明書類に記載すべき事項については、主務省令で定めることとされている（水協法第58条の3第1項）。

主務省令として、現時点では、漁業協同組合の信用事業に関する命令（第48条）で規定されているが、その内容は、組合の業務及び財産の全体の状況を記載することとし、具体的には、①組合又は連合会の概況及び組織に関する事項（業務運営の組織など6項目）、②主要な業務の内容、③主要な業務に関する事業概況及び事業状況を示す経常収益等の指標、④リスク管理及び法令遵守の体制、⑤貸借対照表など財産の状況等多岐にわたる項目について記載することとしている。

〔根拠条文〕

○漁業協同組合の信用事業に関する命令

（業務及び財産の状況に関する説明書類の継続等）

第四十八条 法第五十八条の三第一項前段（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 組合又は連合会の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 業務の運営の組織

ロ 執事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名

ハ 事務所の名称及び所在地

二 当該組合又は連合会を所属組合（法第二十一条の二第三項に規定する所属組合をいう。以下同じ。）とする特定信用事業代理業者（同項に規定する特定信用事業代理業者をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

（1）当該特定信用事業代理業者の商号又は名称及び所在地

（2）当該特定信用事業代理業者が所属組合のために特定信用事業代理業（法第二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業をいう。以下同じ。）を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

二 組合又は連合会の主要な業務の内容（信託業務を行う場合においては、信託業務の内容を含む。）

三 組合又は連合会の主要な業務に関する次に掲げるもの

イ 直近の事業年度における事業の概況

□ 直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項((13)から(16)までに掲げる事項については、信託業務を行う場合に限る。)

- (1) 経常収益(組合にあっては、第三十九条第一項に規定する各事業の区分ごとのもの及びその合計)
- (2) 経常利益又は経常損失
- (3) 当期剰余金又は当期損失金
- (4) 出資金及び出資口数
- (5) 純資産額
- (6) 総資産額
- (7) 倉庫等残高
- (8) 貸出金残高
- (9) 有価証券残高
- (10) 単体自己資本比率
- (11) 法第五十六条第二項(法第九一二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。)の区分ごとの剰余金の配当の金額
- (12) 職員数
- (13) 信託報酬
- (14) 信託勘定貸出金残高
- (15) 信託勘定有価証券残高
- (16) 信託財産額

ハ 直近の二事業年度における事業の状況を示す指標として次の表に掲げる事項

項目	記載する事項
主要な業務の状況を示す指標	一 事業粗利益及び事業粗利益率 二 資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支 三 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや 四 受取利息及び支払利息の増減 五 総資産経常利益率及び資本経常利益率 六 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率
貯金に関する指標	一 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高

	<p>二 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高</p>
貸出金等に関する指標	<p>一 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 二 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 三 担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産、その他担保物、漁業信用基金協会保証その他保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額 四 用途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高 五 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合 六 貯貸率の期末値及び期中平均値</p>
有価証券に関する指標	<p>一 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高 二 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外國債券及び外國株式その他の証券並びに貸付有価証券の区分をいう。次号において同じ。）の残存期間別の残高 三 有価証券の種類別の平均残高 四 貯証率の期末値及び期中平均値</p>
信託業務に関する指標 (信託業務を行う場合に限る。)	<p>一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第八号の七の信託財産残高表（注記事項を含む。） 二 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の年度末受託残高 三 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の種類別の年度末受託残高 四 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高 五 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの年度末運用残高 六 金銭信託等に係る貸出金の科目別（手形貸付、証書貸付及び割引手形の区分をいう。）の年度末残高 七 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の年度末残高 八 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高 九 用途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高 十 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び当該貸出金残高の</p>

貸出金の総額に占める割合

十一 中小企業等（資本金三億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が三百人以下の会社又は個人（卸売業にあっては資本金一億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人、サービス業にあっては資本金五千万円以下の会社若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人、小売業及び飲食店にあっては資本金五千万円以下の会社若しくは常時使用する従業員が五十人以下の会社又は個人）をいう。）に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に占める割合

十二 金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式その他の証券の区分をいう。）の年度末残高

四 組合又は連合会の業務の運営に関する次に掲げる事項

イ リスク管理の体制

ロ 法令遵守の体制

五 組合又は連合会の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書

ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

（1）破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下この号において「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十一年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。）に該当する貸出金

（2）延滞債権（未収利息不計上貸出金であって、（1）に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいう。以下同じ。）に該当する貸出金

（3）三ヶ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金（（1）及び（2）に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸出金

（4）貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（（1）から（3）までに掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸出金

ハ 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含

む。)に係る貢出金のうち破綻先債権、延滞債権、三ヶ月以上延滞債権及び貢出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額

二 自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項

ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(1) 有価証券

(2) 金銭の信託

(3) 第三条の三第一項第五号に掲げる取引

ヘ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

ト 貢出金償却の額

2 法第五十八条の三第一項(法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。次条第一項及び第五十一条第三項第十三号において同じ。)の主務省令で定める事務所は、次に掲げる事務所とする。

一 信用事業以外の事業の用に供される事務所

二 一時的に設置する事務所

三 無人の事務所

3 法第五十八条の三第二項(法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。次条第一項及び第五十一条第三項第十三号において同じ。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 組合又は連合会及びその子会社等(前条に規定する者をいう。以下この項において同じ。)の概況に関する次に掲げる事項

イ 組合又は連合会及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

ロ 組合又は連合会の子会社等に関する次に掲げる事項

(1) 名称

(2) 主たる営業所又は事務所の所在地

(3) 資本金又は出資金

(4) 事業の内容

(5) 設立年月日

(6) 組合又は連合会が有する子会社等の議決権の総株主等の議決権に占める割合

(7) 組合又は連合会の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主等の議決権に占める割合

二 組合又は連合会及びその子会社等の主要な業務に関する次に掲げる事項を当該組合又は当該連合会及び当該子会社等につき連結したもの

イ 直近の事業年度における事業の概況

ロ 直近の五連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。次号において同じ。)における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 経常収益(組合にあっては、第三十九条第一項に規定する各事業の区分ご

とのもの及びその合計)

- (2) 経常利益又は経常損失
- (3) 当期利益又は当期損失
- (4) 純資産額
- (5) 総資産額
- (6) 連結自己資本比率

三 組合又は連合会及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項を当該組合又は当該連合会及び当該子会社等につき連結したもの

イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書

ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- (1) 破綻先債権に該当する貸出金
- (2) 延滞債権に該当する貸出金
- (3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸出金
- (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金

ハ 自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項

二 当該組合又は当該連合会及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

4 法第五十八条の三第四項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

III 漁協経営の健全化等について

1. 漁協経営の透明化、健全化について

(3) 漁協の情報開示について

③ 業務及び財産の状況に関する説明書類の様式が定められているか、根拠条文も併せて教示願いたい。様式が定められているならば、漁協間での比較可能性、また、銀行等の金融機関との比較可能性が確保されているか、教示願いたい。

(答)

様式については、定めていない。

なお、記載すべき事項は、前述のとおり、詳細に定めていることから、様式が定められていなくとも漁協間での比較可能性は問題ないものと考えている。

また、農協や他の金融機関においても、様式の定めはないものと承知しているが、前述のとおり、記載すべき事項は、詳細に定められており、その内容も概ね整合性がとられているところである。

III 漁協経営の健全化等について

1. 漁協経営の透明化、健全化について

(3) 漁協の情報開示について

④ 業務及び財産の状況に関する説明書類については、銀行のみならず協同組織金融機関でさえ、その大半がインターネットを活用しホームページで公開しているが、漁協においてはごく少数に止まっている。組合員だけでなく准組合員及び貯金者等に対する情報開示を迅速に行うためにも、漁協においても説明書類のホームページでの公開を積極化させるべきと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

規模が大きく信用事業を行っている組合の中には、業務及び財産の状況をホームページで公開するところも見られているが、大半の漁協は、組織の規模が小さいこと、インターネットについて組合員である漁業者の利用が普及していないことなどから、ホームページすら設置されていない状況にあると認識している。

III 漁協経営の健全化等について

1. 漁協経営の透明化、健全化について

(3) 漁協の情報開示について

⑤ 連結、キャッシュ・フローに関する情報についての作成および開示対象をどのように義務付けているか、根拠条文も併せて教示願いたい。

(答)

連結業務報告については、今般の水協法改正により、漁協の健全な運営の確保のため、すべての組合に作成を義務づけた（改正水協法第58条の2）ところであり、その公衆への開示については、これまでの信用事業実施組合（200程度）に加え、共済事業実施漁協（信用事業を併せ行うものも含め900程度）においても義務づけた（改正水協法第58条の3）ところである。

また、キャッシュ・フローについては、農協と同様に、信用事業実施組合に対し、その作成を義務づけることを予定している（水協法施行規則の改正作業中）。なお、開示については、組合員及び組合の債権者に對し行われることとなる。

（根拠条文）

（業務及び財産の状況に関する説明書類の綴覧）

第五十八條の三 （略）

2 前項の組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、事業年度ごとに、同項の説明書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを当該組合及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の綴覧に供しなければならない。

3～6 （略）

III 漁協経営の健全化等について

1. 漁協経営の透明化、健全化について

(3) 漁協の情報開示について

⑥ 貸借対照表・損益計算書について、事業区分ごとに財産・損益の状況を示すよう義務付けているか、根拠条文も併せて教示願いたい。

(答)

今回の水協法改正で、事業別損益管理を行うことにより漁協の経営状況をより的確に把握させ、その経営改革を促進するため、すべての漁協を対象として事業別損益を明らかにした書面の作成、通常総会への提出等を義務づけた（改正水協法第41条）ところである。

（※ 「事業区分ごとの財産の状況」については、会社や農協においても作成されておらず、一般公正妥当な会計基準にも存在しないもの。）

（根拠条文）

（事業別損益を明らかにした書面の作成等）

第四十一条 組合（農林水産省令で定める組合を除く。）の理事は、事業年度ごとに、前条第二項の規定により作成すべきもののほか、農林水産省令で定める事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、これを通常総会に提出し、又は提供しなければならない。

2 （略）

III 漁協経営の健全化等について

1. 漁協経営の透明化、健全化について

(3) 漁協の情報開示について

⑦ 多くの漁協において、信用事業、購買・販売事業ともに赤字であるにもかかわらず、経常利益は黒字となっている。これは事業外収入により補っているものであるが、事業外収入の内訳を開示するよう義務付けているか、根拠条文も併せて教示願いたい。

(答)

損益計算書において、事業外収益は、受取利息（信用事業に係るものは除く）、外部出資に係る出資配当金の受入額その他の項目の区分に従い、細分しなければならない」ものとされている（水協法施行規則第42条）ところである。

（根拠条文）

（損益計算書の区分）

第四十二条 1～6 （略）

7 事業外収益に属する収益は、受取利息（法第十一条第一項第四号若しくは第十一号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第百条の二第一項第一号の事業として受け入れたものを除く。）、外部出資に係る出資配当金の受入額その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

8～13 （略）

III 漁協経営の健全化等について

1. 漁協経営の透明化、健全化について

(3) 漁協の情報開示について

⑧ ④から⑦について、組合員から要求があった場合は当然応じるべきと考えるが、総会または理事会等の決議等を経ることにより、可能となるか否か、根拠条文も併せて教示願いたい。併せて、不可の場合はその理由についても教示願いたい。

(答)

決算関係書類については、組合員は、いつでもその閲覧や抄本または謄本の請求を行うことができるものとされており、正当な理由がないのにこれを拒むことができないこととされている（水協法第40条第11項）。

（根拠条文）

（決算関係書類の作成、備付け及び閲覧等）

第四十条 （略）

2～10 （略）

11 組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に申し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 決算関係書類が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の与しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

12・13 （略）

III 漁協経営の健全化等について

1. 漁協経営の透明化、健全化について

(4) 漁協の情報開示について

① 漁協の監査は全国漁業協同組合連合会が行っているが、系統機関である全漁連の監査では、そもそも外部監査の前提となる監査人の独立が困難であり、近時の監査人の独立性強化の観点を考慮すると、他の金融業態と同等の効果が期待できるとは言い難いと考えられる。全漁連の監査が外部監査に該当するか否か見解を伺いたい。併せて、全漁連の監査を廃止し、他の金融業態と同様、監査法人監査の導入を図るべきと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

1 現在、信用事業を行う貯金等合計額200億円以上の漁協及び連合会については、水協法第41条の2により、毎年度貸借対照表、損益計算書、事業報告等について、外部の第三者である全漁連監査を受けることが義務付けられているが、本措置は、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律（平成8年6月21日法律第95号。平成9年4月1日施行）により、信用金庫など協同組織金融機関に外部監査が導入されたことを踏まえ、同等の措置として、平成9年の水協法の改正により措置されたものである。

2 このような全漁連の監査については、

- ① 水協法により、全漁連に対し監査に係る権限（業務・財産の全般調査権）を与え、義務（理事の不正行為等の監事への報告義務）、責任（組合又は第三者に対する損害賠償責任）について会計監査人の監査と同様に規定しており、
- ② また、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、全漁連の監査を会計監査人設置会社と同様、代表訴訟の対象とするなど、法定の外部監査として行われるものである。

3 漁協の監査は、漁協の出資者でありその利用者である組合員の利益の確保を目的としており、漁協の業務に精通した全漁連が真に組合員のための業務運営が行われているかをチェックするため財務諸表監査のみならず業務全般を監査しており、また、監査結果を指導業務に的確に反映させることにより、確実な改善を図るなど監査と指導が一体となってその機能を果たしている。

このため株主や債権者利益の確保を目的として、投資家である株主等に対して開示される経営情報や配当の原資である株主資本等変動計算書等の適法性をチェックするために財務諸表の監査を行う会社等の

監査とはその機能を異にするものである。

III 漁協経営の健全化等について

1. 漁協経営の透明化、健全化について

(4) 漁協の情報開示について

- ② ①について、組合員の意向によって、監査法人監査を選ぶことができるようすべきと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

①のとおり、全漁連が行う漁協の監査は、漁協の出資者でありその利用者である組合員の利益の確保を目的としており、漁協の業務に精通した全漁連が真に組合員のための業務運営が行われているかをチェックするため財務諸表監査のみならず業務全般を監査している。

また、監査結果を指導業務に的確に反映させることにより、確実な改善を図るなど監査と指導が一体となってその機能を十分果たしているところであり、監査法人監査の導入の必要性はないものと考えている。

III 漁協経営の健全化等について

2. 手数料の弾力化について

(1) 平成21年4月より、卸売業者の機能・サービスに見合った手数料を徴収できるよう卸手数料が弾力化されるが、この弾力化により漁業者にどのようなメリットが生じるのか教示願いたい。

(答)

卸売業者の手数料については、現在、各卸売業者が提供できる機能やサービスの違いに関わらず、市場開設者が定める業務規程において全国一律的にその水準が定められているが、卸売業者が機能・サービスに見合った手数料を徴収できるように弾力化することにより、市場関係者間における健全な競争や市場外流通との競争力の強化を図り、生産サイド・消費サイドの期待により一層応えられる市場流通システムへの転換を図ろうとするものである。

これにより、卸売市場間及び卸売業者間において、産地のニーズに応えるための競争が積極的に行われることが期待される。この結果、産地の水産物供給サイドにとっては、このサービス内容等を踏まえて、卸売市場及び卸売業者間の選択が可能となるというメリットがある。

なお、水産物の流通においては、水揚港産地市場が形成されており、同市場でまず産地出荷業者が漁業者から水産物を買い受けて、消費地の卸売市場に出荷していることが一般的である。したがって、水産物の場合、上のようなメリットを直接受けるのは、出荷業者であることが多いと考えられるが、その場合でも、漁業者には間接的にメリットが還元されることになると考える。

Ⅲ 漁協経営の健全化等について

2. 手数料の弾力化について

(2) 販売事業は、漁協の事業の中で最大の収益部門である。漁業者の委託を受けて漁獲物の売り先の仲介を行う受託販売が大半であり、漁業者から得る手数料が収益源となっている。言い換えると、手数料収入に依存してリスクを取っておらず、漁協が組合員に奉仕する本旨から離れて組織的な利益を追求していることに他ならないと考えられる。卸売手数料の見直しに併せて、漁協の手数料の在り方についても検討すべきと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

漁協の組合員が、当該漁協に漁獲物の販売を委託するか否かは自由であり、かつ、その手数料の決定は、漁協の総会等により組合自ら定めているものであって、行政庁が関与するものではない。